

## 車体利用広告デザイン申請にあたっての注意事項 2 アルコール飲料等、たばこ等について

公益社団法人東京屋外広告協会

体利用広告デザインでは下記の通り酒類、たばこ類については扱いませんのでご注意ください。これまでお問い合わせにおいて口頭でお伝えしておりましたが、改めてお知らせいたします。ご理解の上ご協力をお願いいたします。

### 記

○アルコール飲料の掲出は扱わない。

○ノンアルコール飲料の広告はアルコール飲料に準ずる。

○たばこ類の掲出は扱わない。(電子たばこを含む)

○デザインとしての注意が必要な場合

居酒屋、バー、ビアホールなどの店舗広告やその他の広告においても、飲酒を連想する酒類や徳利、グラス等の写真・イラスト類などの使用は避ける。